

2. 一種免許状

中学校・高等学校の一種免許状を未取得の方が、修士課程および博士後期課程在学中に「一種免許状」を取得するための手続きは、以下のとおりです。

また、一種免許状未取得の方で、一種免許状と同一学校種教科の専修免許状を取得する場合、一種免許状の取得要件も満たす必要があります。以下のとおり手続きしてください。

(1) 中学校および高等学校の一種免許状の取得方法

各学部で開設している教職科目を受講し、必要単位を修得してください。教職科目を開設している学部の「科目等履修生」として、科目を受講します。

なお、経済学専攻、社会学専攻の学生は、多摩キャンパス開講の教職科目を受講する必要があります（市ヶ谷キャンパスでは、教職科目を受講できません）。

(2) 教職および教科に関する授業科目の受講登録

① 受講登録期間

4月1日（金）～6日（水）

当該学部教授会の議を経て、教職科目の受講が許可されます。上記期間以外は追加・変更・削除を含み一切受け付けません。

② 受講登録申込み場所

大学院課（大学院棟1階）

③ 提出書類

「受講願」、「学力に関する証明書」（詳細は、Web 掲示板でお知らせします。）

※「学力に関する証明書」は、本学大学院入学前に取得した教職科目の単位に関するものを提出してください。証明書の発行には時間を要しますので、前もって取り寄せ、提出の準備をしてください。なお、本学の場合は、申請から発行までに1週間程度を要します。

④ 受講料

・ 教職課程費

- ・ 大学院において一種免許状取得に係る科目の受講を希望する学生は、以下の区分に基づいて教職課程費を納入する必要があります。

| 入学年度 | 登録料 | 対象 |
|------------------|--------------------|--|
| 2017年度以降入学者 | [新規登録料] 30,000円 | ・他大学学部出身者および本学通信教育部出身者。 ・本学学部出身者であるが、学部在籍時に教職課程費を納入したことがない者。 ・本学学部在籍時に教職課程費を納入したことがあるが、学部卒業後1年以上経過して大学院へ入学する者。 |
| | [継続登録料] 15,000円 | ・本学学部在籍時に教職課程費を納入したことがあり、学部卒業と同時に大学院へ入学する者。 ※修士2年次から一種免許状取得に係る科目の履修を開始した場合でも、登録料の納入区分は「継続」として取り扱います。 |
| 2014年度～2016年度入学者 | [新規登録料] 30,000円 | ・他大学学部出身者および本学通信教育部出身者。 |
| 2013年度以前入学者 | 不要 | ・出身大学に関わらず、納入の必要はありません。 |

- ・ 教職課程費の納入により、教育実習費（18,000円）の納入は不要となります。実習校が教育実習費を必要とした場合は、直接実習校へお支払いいただきます。
- ・ 一度登録料を納入すれば、現在所属の課程に在籍中は、再度教職課程費を納入する必要はありません。
- ・ 専修免許状取得に係る大学院専門科目の受講にあたっては、教職課程費は発生しません。

- 受講料
 - 入学年度に関わらず、教職科目受講者は全員、以下の区分に基づいて受講料を納入する必要があります。

| 出身区分 | 受講料 | 教育実習事前指導 | 教育実習 |
|------------------------|----------------------------------|----------|---------|
| 他大学学部出身者 本学通信教育部出身者 | 4 単位科目 5,000 円 2 単位科目 2,500 円 | 1,600 円 | 3,400 円 |
| 本学学部出身者 | 4 単位科目 2,500 円 2 単位科目 1,250 円 | 800 円 | 1,700 円 |

<注意事項>

- 教職科目を受講する場合は、事前に指導教員または専攻主任に相談の上、1年次から計画を立てて履修してください。
- 教育実習の受講には、いくつかの条件があります。詳細は「教職課程履修要綱」を参照してください。
※「教育実習」科目のみ受講の場合にも、(2)①の期間に受講登録が必須です。
- 2019年度以降入学者（新法を適用する学生）は、介護等体験を実施する前年度までに「特別な教育的ニーズの理解と支援」を履修・修得することを原則とします。詳細は「教職課程履修要綱」を参照してください。
- 学部科目の受講が認められた方は、学部においては「科目等履修生」としての扱いになります。大学院入学年度において有効な課程表を参照のうえ、当該課程修了までに必要な科目を受講してください。
- 教育職員免許法および同法施行規則が改正され、2019年4月1日より施行されました。法令改正に伴い、一種免許状の申請における適用法令が以下の通りとなります。
 - 2018年度以前入学者：旧法
 - 2019年度以降入学者：新法
 ※ 2018年度までに旧法による免許状の所要資格を満たし、介護等体験または施行規則第66条の6に定める科目のみ修得が必要な方は、旧法で申請ができる場合があります。該当する方は、受講願の提出前に窓口までお問い合わせください。

3. 資格

(1) 図書館司書・学校図書館司書教諭

図書館司書とは、図書館に置かれる専門的職員をいいます。現在は、大学や企業、研究所などで文献や資料の収集管理に従事する方も、司書資格の所持を条件とすることが多くなっています。

学校図書館司書教諭とは、「学校図書館の専門的職務を掌る」教諭です。学校図書館司書教諭になるためには教員免許状と学校図書館司書教諭資格の所持が条件になります。

詳細は「資格関係科目履修要綱」にて確認してください。

(2) 社会教育主事

社会教育主事は、地方公共団体の教育委員会事務局に属し、社会教育指導行政の中心的存在として、社会教育に携わる方に専門的・技術的な指導と助言を与えることを任務とする専門教育職員です。

大学で社会教育法に定める科目を履修し、卒業後、地方公共団体の教育委員会事務局などで1年以上社会教育主事補などとして勤務すれば、社会教育主事に任用されることがあります。

2020年度から社会教育主事資格取得制度が新しくなり「社会教育主事資格」とともに「社会教育士」という称号の2つが取得できるようになりました。

詳細は「資格関係科目履修要綱」にて確認してください。

(3) 博物館学芸員

博物館学芸員（学芸員）は、博物館資料の収集、保管、展示および調査研究など、博物館運営にかかわる仕事に従事する専門職です。

文化財保護行政に携わる専門職員と文書館の専門職員も学芸員有資格者から採用されることがあります。詳細は「資格関係科目履修要綱」を参照してください。